ミンターエリソンについて

MinterEllison

ミンターエリソンは、アジア・パシフィックのリーディング・ローファームの1つであり、世界各地に２００名以上のパートナーと７００名以上のリーガルスタッフを擁しています。

当事務所は、高度な戦略的及び法的助言をオーストラリア国内外の企業に提供しており、広範囲にわたる各政府部門・法定機関に対してリーガルサービスを提供しています。

また、当事務所の専門性及び豊富な人材から、業界及びクライアントのビジネスに関連するコマーシャル・ドライバーについて精通したチームをすぐに編成できる体制を揃えています。

当事務所は、複雑な法律状況を簡素化することに重点を置き、実践的かつビジネス上適したアドバイスを立案し、クライアントのニーズにお応えしています。

ミンターエリソンは、商取引について的確に理解しており、クライアントの事業目的達成に専念する非常に優れた弁護士集団である。

チェンバーズ・グローバル

グローバルネットワーク

ミンターエリソンはオーストラリア、ニュージーランド、アジア、英国にわたり15のオフィスを設置しており、国際的観点を踏まえつつ、現地経験及び専門知識を提供しています。

当事務所は、グローバルビジネスのダイナミクスに精通しています。1974年にロンドンオフィスを開設した時点では最初に現地に存在を現したオーストラレーシア系弁護士事務所になります。現在、経験豊富なシニア弁護士からなるチームが当事務所の世界各地のオフィスと密接に連携を取り、アジア太平洋地域にて事業を展開するヨーロッパ内でのクライアント向けに窓口を一本化して対応しています。

また、当事務所は、1980年代半ばに、北京にて合弁事業協定を通じて、中国で最初に存在を示した外国法弁護士事務所の一つです。その後、香港(2000年)、上海(2001年)及び北京(2010年)に事務所を設立しました。現在、中国本土には、60名を超える弁護士が所属しています。

2012年2月には、モンゴルのウランバートルに事務所を設立し、この高度新興市場でのクライアントのニーズにお応えしています。

アジア

当事務所は、アジア地域での熟知したビジネスノウハウ、現地 語能力及び質の高いサービスを提供していることについての確固たる実績を連携させ、アジアで投資活動または事業を展開しているクライアント向けに窓口を一本化して対応することが可能となっています。

当事務所のアジアチームは、香港、中国、マカオ及びモンゴルで、また、アジアを一貫して、国内外のビジネスへの総合的なリーガルサービスを提供しています。当事務所の弁護士は、香港、中国、モンゴル、オーストラリア、米国及び英国の資格を有し、英語、モンゴル語、中国標準語およびその他中国方言に堪能です。

当事務所の香港、上海、北京及びウランバートルのチームは、主要インフラストラクチャー、エネルギー・資源プロジェクト、企業法務及び商取引(外国直接投資、プライベートエクイティ及びM&A)、資本市場・プロジェクトファイナンス、紛争解決、労使関係、不動産、建設及び都市計画・環境に関する助言を提供しております。

最近の受賞歴

事務所

- **プロパティー・チーム・オブ・ザ・イヤー受賞**
  2016年度オーストラリア・ロー・アワード
- **イノベーティブ・プロジェクト・オブ・ザ・イヤー(クライアント・フェイシング・アワード)受賞**
  2016年度インターナショナル・リーガル・テクノロジー・アワード(ILTA)
- **インシュランス・ファーム・オブ・ザ・イヤー(オーストラリア)受賞**
  2015年度オーストラリア・バンキング＆ファイナンス・アワード
- **エクセレンス・イン・クライアント・サービス(オーストラリア)受賞**
  2014年度チェンバース・アジア太平洋アワード
- **イノベーション・イン・ザ・ユース・オブ・テクノロジー・アワード(アジア太平洋)受賞**
  2015年度ファイナンシャル・タイムズ・イノベイティブ・ロイヤーズ
- **ケアリング・カンパニー・アワード(香港)受賞**
  2014-2015年度香港ソーシャルサービス・カウンシル

案件

- **プロパティ、インフラストラクチャー＆プロジェクト・ディール・オブ・ザ・イヤー(WestConnexステージ2)受賞**
  2016年度オーストラリア・ロー・アワード
- **インターナショナル・ディール・オブ・ザ・イヤー受賞**
  2015年度オーストラリア・ロー・アワード
- **海外エクイティ・キャピタル・マーケット：ディール・オブ・ザ・イヤー(香港/中国)受賞**
  2015年度中国ビジネス・ロー・ジャーナル
- **国内エクイティ・キャピタル・マーケット：ディール・オブ・ザ・イヤー(香港/中国)受賞**
  2015年度中国ビジネス・ロー・ジャーナル

企業法務

企業法務サービスは当事務所の基幹業務となります。当事務所は、大規模かつ経験豊富なチームにより、M&A、資本市場、プライベートエクイティ、金融業務及びマネジドファンド並びにコーポレートガバナンス／コンプライアンスを含め総合的な法的助言を提供しています。

当事務所のクライアントには、主要オーストラリア及び国際企業ならびに新興産業企業が含まれます。当事務所の一貫したオフィスネットワークにより、クロスボーダー案件において一貫したサービスを提供することができます。

当事務所は、主要な取引及び会社運営について取締役会及びシニアマネジメント向けに法的助言を提供しており、それは、クライアントの取引上のニーズがよく考えられた効果的なリーガルアドバイスであると評価を得ています。

また、複雑な取引において、クライアントの他の関連顧問及び利害関係人と連携し、当事務所の実績に基づく結果志向のアプローチにより、より優れた、費用対効果が良く、かつ時間的効率の良い方法でクライアントのニーズに応える解決策を立案し、実行することができます。

法的環境が複雑化を増しているため、クライアントは、あらゆる法律・規制上の問題、およびそれに付随するリスクや選択肢について、信頼できるアドバイスが不可欠です。当事務所は、取り扱い業務を活かして、オーストラリア、ニュージーランド、香港、中国、英国及び最近においてはモンゴルの各国における主要規制当局をよく理解し、これらの当局と建設的な関係を築いています。

オーストラリア国内において、大型案件においては、定期的に、複数の法域にいる弁護士チームが連携し、外国投資審査委員会（FIRB）に対応しています。当事務所は、国有企業を含め、広範囲にわたる業界及びクライアントが関与する取引において、オーストラリア政府から「異議なし」の回答を確保することに成功を収めています。

M&A

当事務所のM&A弁護士は、アジア太平洋地域における最大規模で複雑を極める案件において大変豊富な実績があります。

当事務所は、効率よく取引を遂行するために不可欠である豊富な人材並びに蓄積された経験及びノウハウを活用して、クロスボーダー取引を含め、M&A案件における担当チームを機動的に組成することができます。

当事務所は、公開・非公開企業を対象とするあらゆる分野のM&A案件を専門とし、大手企業を中心に、敵対的・友好的公開買付け、プライベート・トリーティー・トレード・セールス及び買収に加えて、スキーム・オブ・アレンジメントの手法による合併、民営化及び組織再編を取り扱っています。当事務所は、エネルギー・資源、輸送、金融業務、テクノロジー、メディア・通信及び医療・高齢者向け産業を中心に幅広く各種業界に対する法的アドバイスを提供しており、競争法、税関連法務及び買収ファイナンスを専門とする弁護士等で構成され、幅広い知識のあるM&Aチームとして統合されています。また、当事務所は、クライアントのフィナンシャルアドバイザーと密接に連携し、戦略を推進することに精通しており、交渉・実行対策のサポートをするとともに取引に伴うリスク分析と分散についてもアドバイスを提供いたします。

企業本部アドバイザリー

当事務所の企業本部アドバイザリーチームは、会社法及び証券取引法、労働法、税務並びにコーポレートガバナンスにおける動向について専門的知識を持ち、あらゆる業界に一貫した戦略的アドバイスを提案しています。

当該チームは、上場企業の会社本部（取締役会、会長、CEO、総務担当、企業法務責任者及びその他上級役員）に取締役会、マネジメント及び株主関係問題について全般的な専門的法的アドバイスを提供しています。

当事務所のアドバイスは、取締役の権利・義務、取締役会メンバー及び上級役員の役割・責任、取締役会及び企業内ミーティング、損害補償及び保険、定款、組織編成並びにコーポレートガバナンスにおける社内規程及び手順（関連当事者取引、証券取引、継続的情報開示及びダイバーシティなど）にわたり法的アドバイスを行っています。

> “突出して素晴らしい。チーム全体の質が常に非常に高い。常に職務を遂行し、商業的に鋭いアドバイスと結果志向な点が、彼らのパフォーマンスの決定的な部分となっている。”
>
> 2016年アジア太平洋チェンバース誌

資本市場

エクイティ・マーケッツ

当事務所の大規模エクイティ・キャピタルマーケッツ（ECM）チームは、従来の方法と革新的方法により、企業の資金調達をサポートいたします。通常、株式発行者の代理人として、新規株式公開（IPO）、二次増資及びその他資本市場の取引について助言を行っています。当事務所は、クライアントと共に革新的かつ業界をリードする商品の開発をサポートしています。

エクイティ・キャピタルマーケッツ担当チームは、オーストラレーシア地域で最も著名な資本市場案件に対するアドバイスを数度も行っています。その実績及び専門知識は、ASX、HKSE、LSE及びAIMへの上場手続き、国内外におけるIPO（デュアル・トラック・プロセス及びプライベート・エクイティー投資者による出口戦略を含む）、エンタイトルメント・オファー、新株の株主分当発行、新株発行（プレースメンツ）及びその他二次分売、及びブロック・トレード、株式買付案並びに配当金再投資案に加え転換社債及び複合型負債/持分証券にわたります。

金融市場

当事務所は、豊富な専門知識を駆使し、企業金融（シンジケート、買収、レベレッジ及びその他主要な企業金融取引）ストラクチャードファイナンス（ストラクチャード資本市場取引を含む）など各種金融取引に関してアドバイスを提供いたします。

金融担当チームは、オーストラリア、ニュージーランド、英国、香港及び中国のクライアントと連携をとりながら、特に買収／レベレッジド・ファイナンス及びシンジケーションズに関する業務を手掛けています。また、リミテッド・リコース・ファイナンスやその他の手法を活用し、重要な買収の資金調達に関するアドバイスをする幅広い経験を有しています。さらに、協力的かつ費用対効果の高い方法でタイムリーに取引完了を主導することで高い評価をいただいています。

プライベートエクイティ

ミンターエリソンの卓越したプライベート・エクイティチームは、多数にわたりオーストララシアでの投資を対象とする国内、地域内及び全世界からの主要なプライベート・エクイティ・ファンドなどに雇われています。また、レベレッジドファイナンスチームと連携し、銀行及びメザニンプロバイダーの代理をよくしています。

当該チームは、多数にわたりオーストラレーシアで最も著名な最近の案件でアドバイスをしており、その取扱範囲は、地域ファンドに対する大型案件の助言に加え、MBO、セカンダリー・バイアウト及びデュアル・トラック・エグジット・トランズアクションを含みます。

当事務所はアジア太平洋地域において、目覚ましい存在感を示していることから、当事務所のプライベート・エクイティチームは、ボルトオン、国内、オフショアでのプライベート・エクイティ投資、また、市場拡大戦略展開へのシームレスな複数法域間対応ができることから、質の高いサービスを提供いたします。

さらに、当事務所のエクイティ・キャピタル・マーケッツチームは、株式市場でのIPOによる出口戦略には不可欠な法律専門知識を提供いたします。

> “毎回パートナーから良質なアドバイスがもらえる点が気に入っている。小さな問題に関してですらプライオリティと感じさせてくれる。”
>
> 2016年アジア太平洋チェンバース誌

“私たちにとって一番の法律事務所である。非常に勤勉で対応が早く、とても素晴らしい。”

2016年アジア太平洋チェンバース誌

ファイナンス

当事務所の大規模グローバルファイナンス担当チームは、テクニカルでかつビジネス上の専門知識を持ち、実用的かつ革新的な解決策へ導く能力を有すると認められています。クライアントは、当事務所のアクセシビリティのよさ、パートナーの対応のよさ及びタイムリーで費用効果のよいサービスを評価しています。

当事務所のファイナンス担当弁護士は、コーポレート、不動産及びプロジェクト／ストラクチャード・ファイナンスにわたるあらゆる取引に関するアドバイスを行っています。当事務所は、国内及び多国籍企業、国内及び国際銀行、投資銀行、その他金融機関及び仲介業者並びに政府機関に対してアドバイスをしており、極めて経験豊富です。また、複数法域にわたり業務を行っており、確実な実績を有しています。当事務所は、四大オーストラリア銀行のリーガルパネルに任命された数少ない主要弁護士事務所の一つです。

当事務所のニュージーランド、英国及びアジアのオフィスを通して、複数法域にわたるファイナンス案件について、一貫したサービスを提供することが可能となります。

"回答までの時間がとても迅速であり、豊富な業界知識に基づいて実践的な法的アドバイスを提供してくれる。"

2016年アジア太平洋チェンバース誌

金融サービス

当事務所はオーストラリア国内で最大級の金融サービス専門チームを持ち、クライアントは、金融サービス業界全般におよびます。

金融サービス担当チームは、金融サービス規制問題、ファンド組成・運営、ファンド・インベストメント、コンプライアンス及び保険アドバイザリー並びにM&A、企業再生及び買収関連の専門知識を含むコーポレートの各分野の専門弁護士から編成されています。担当チームは、大手銀行、リテール・ホールセール・ファンド・マネジャー（マスター・トラスト、退職年金、生命保険商品及び「ラップ」口座を含みます）、受託会社、退職年金受託者、生命保険会社、ブローカー、カストディアン、アセット・コンサルタント及びクレジット・プロバイダーやオリジネーター等にアドバイスを提供しています。また、開発資本、不動産プロジェクト（商業、リテール、工業、住宅及び総合観光）、エネルギー・資源、保健医療、投資信託及びインフラ整備など幅広い分野をクライアントとして協働しています。

当事務所の弁護士は、主要金融サービス業界組合に積極的に参加し、政策討議及び規制改正においての政府機関への意見提案に貢献しています。また、金融サービスクライアント向けに革新的な商品・解決策を開発し、当該クライアントの許認可その他金融商品規制の遵守をサポートしています。さらに、規制当局との対応経験も豊富であり、当局の求める規制上の成果を把握しています。

ファンド・マネジメント

さまざまな業界、アセットクラス及び複数法域において業務を取扱っていることから、当事務所のファンド・マネジメントチームの取扱い範囲は、ファンド組成、ストラクチャリング、投資、出口戦略及び紛争解決に及びます。

当該分野の経験は、普通株、確定利付証券、債権、開発資本、観光と住居の複合施設、鉱物資源・エネルギー、保健医療及びインフラが含まれます。

クライアントは、リテール・ファンド、ホールセール・ファンド、マスター・トラスト、退職年金ファンド、生命保険商品及び「ラップ」口座の発行社及びディストリビューターに加えて、上場A-REIT及び現地機関からの委任によるフォーリン・マネージャーを含みます。

当該チームは、オーストラリア及び全ての海外主要拠点におけるファンドを確立し、外国投資規制、ファイナンスサービスにおける許認可・規制を含む規制上の対応を支援しています。当事務所は、規制当局との慎重な交渉がよく必要とされる、クライアントの革新的な金融商品（ヘッヂ・ファンド・ストラクチャー、デリバティブ商品、上場投資信託及びプライベート・エクイティ・ファンド）を市場に打ち出す支援をしております。

税関連法務

当事務所の税務担当チームは、オーストラリア法律事務所では最大規模で、８０名を超える専門弁護士がクライアントの税務管理をサポートしています。当該チームは、独立した、革新的で、かつ費用効果の高い税率構成及びアドバイザリーサービスを提供することで評価をいただいています。

税務担当チームは、広範囲にわたる課税問題を伴う取引に関して法的アドバイスと渉外を提供しており、資本控除、連結納税、税効率的な資金調達、資金還流（レパトリ）、国際税務、キャピタルゲイン税対策、欠損金、印紙税、ランドリッチルール課税、資本の再構成及び資金増資などの問題に対応いたします。

また、優れた実績を踏まえて、資本再構成と資金増資の税関連のアドバイスを提供しており、取引においてクライアントの所得税、印紙税及び商品・サービス税（GST）を最適化できるようサポートいたします。

さらに、グローバルネットワークより主要な税務顧問と連携して、ビジネス取引に伴う現地及び国際的な課税問題に関するアドバイスを提供しており、アジア太平洋地域での多国間取引に関する税関連アドバイス及びストラクチャリングについて豊富な経験を有しています。

競争法・規制法

当事務所の競争法・規制法担当チームは、グローバル・コンペティション・レビューにより、「最優秀」と評価されており、パートナー15名及び５０名を超える弁護士を擁し、アジア太平洋地域で最大規模を誇る弁護士事務所の一つに入ります。当事務所の弁護士は、海外時事問題の進展に精通しておりその専門知識を駆使して、地域内のクライアントに対するサポートを行っています。

当該チームは、アジア太平洋地域において複数法域にわたる規制・競争法の問題への適用に関して、同地域で事業を行っているクライアント及びアジア諸国の規制当局に対して法的アドバイスを提供しており、当事務所のニュージーランドオフィスと密接に連携し、トランス・タスマン問題について、サポートを行っています。

競争法・規制法担当チームは、毎年大多数の合併審査に従事する事で知られ、規制当局が提起する主な国際カルテル案件の大半に係わっています。

当事務所は、一般アクセス規制及び電気・ガスアクセス、エネルギー市場規制、輸送・インフラ、通信・メディアを含めの業界別特殊制度において経験が豊富です。また、市場力の濫用、略奪的価格設定、排他条件付取引、再販売価格維持行為及び第三者強制（third line forcing）を中心に、独占禁止法の全般にわたるアドバイスを取り扱っています。さらに、消費者保護制度における詳細な専門知識を有していることから、新規ブランドの導入及び既存ブランドの保護対策についてのアドバイスも行っています。なお、当事務所の訴訟専門弁護士は、規制当局を相手に、複雑な民事及び刑事調査並びに訴訟手続きにおいて、企業側代理をしています。

twitter

オーストラリア及び世界における最新の競争法と規制の動向について、当事務所のツイッターで情報をご覧ください。
http://twitter.com/MEcompetition

訴訟・紛争解決

ミンターエリソンは、オーストラリア及びアジア太平洋地域での戦略的紛争解決において顕著な実績があり、マーケット・リーダーとして評価されています。

当事務所の訴訟・紛争解決チームは、訴訟・仲裁から調停・非公式和解交渉等あらゆる紛争解決方法に精通しています。特に、裁判外紛争解決手続き（ADR）に重点をおいており、アジア太平洋地域におけるADRの推進においても重要な役割を果たしています。

当該チームは、豊富な専門知識及び人材を有しており、効率的かつ経済的に紛争解決を手掛けています。また、当事務所は大型訴訟及び仲裁における対応に関しても高い評判を得ており、裁判所及びADR制度における商事紛争を効果的に処理いたします。

当事務所は、ハイプロファイルケース、規制当局による調査及びその他政府からの照会を含め、最も複雑で最重要な訴訟事件を数多く取り扱っています。

“彼らは、極めて複雑で難易度が高いストレスのかかる案件でも相応の成果を出す、優秀な法律事務所だ。”

2016年アジア太平洋チェンバース誌

倒産・事業再生

当事務所の倒産・事業再生チームは、独立系国際調査機関からオーストラリア及びニュージーランドで有数のプラクティスをしている事務所の一つとして一貫して高い評価をいただいており、他に勝るものはない程の豊富な才能とサービス対応を誇り、頻繁に複雑なまたは複数の法域にわたる倒産案件を取り扱っています。

倒産・事業再生チームは、６０名を超える専門家から構成され、複雑な事案や複数の裁判管轄権にまたがる倒産問題を常時取り扱っている商事訴訟を専門とする経験豊かな弁護士を含みます。当該チームは、事案全体を対象とする「whole-of-matter（問題一括）」アプローチによって、それらには、雇用、税務、保険、紛争解決、コーポレートガバナンス、ファイナンス・エクイティ、環境、商事、M&A、不動産及びキャピタルマーケッツなどを含む法務サービスを提供することができます。

当該チームは、清算人、破産管財人、レシーバー（財産保全管理人）、銀行及びその他貸付機関と協同しており、オーストラリア及びニュージーランドで数多くの主要倒産及び企業破綻に関与しています。特に、当事務所の擁する各オフィス及び提携パートナー等との密接な連携からなる国際的ネットワークにより、国境を越えてリアルタイムで業務を遂行することができます。当事務所の弁護士は、差止請求、財産保全及び無効取引の申し立てなどの対応・手続きを迅速に進めることが可能です。

保険・コーポレーリスク

ミンターエリソンの保険業務は、オーストラリアでは最大規模を誇り、業界とともに成長し、現在、保険関連サービス業界において法律顧問のリーダー的存在として認められております。

当事務所は、「フロントエンド」（保険書類作成と助言、企業顧問、再保険、代理店契約等）と「バックエンド」賠償請求業務（専門職業賠償責任、損害賠償責任、製造物責任、会社役員賠償責任（D&O）、アスベスト、医療過誤、生命、海上、航空、自家保険、労働者災害補償、政府及び業界別特殊リスク等）双方におけるサービスを包括的に提供するオーストラリアで唯一のトップ・ティア・ローファームです。

私たちの実績は、2012年、2013年、2014年そして2015年度においてオーストラリア・バンキング＆ファイナンス・アワードより「ロー・ファーム・オブ・ザ・イヤー」に選ばれています。

知的財産

当事務所の大規模で多様的知的財産チームは、知的財産権の創作、取得、商業化、保護及び行使の全面においてアドバイスをしています。当事務所は、主要国内外の組織に質の高い業務を提供することで不朽の名声を築いています。

当事務所は、常時、商標、特許及びデザイン、知的財産契約の交渉及びドラフティング、企業間取引のデューディリジェンスの実施及びクライアントの知的財産の管理及び価値の最適化サポート等あらゆる面からアドバイスを行なっています。当事務所の商標チームは、ブランド開発・保護、マーケティング、宣伝及び競争相手動向についての専門知識を提供いたします。当事務所の著作権専門弁護士は、ライセンシング紛争の交渉及び仲裁、相談・助言、政策変更議論の戦略的監督並びに偽造業者を含む著作権侵害者に対する権利行使に従事しており、特許チームは、特許についての戦略、ライセンシング、提携及びその他商業化案件についてのアドバイス並びに特許の有効性及び侵害問題についての訴訟を取り扱っています。

“当事務所は非常に顧客フレンドリーで、弁護士たちは敏腕揃いである。”

2016年アジア太平洋チェンバース誌

“彼らの仕事のやり方は、インフォーマルになったり標準を下げることなく顧客に安心感を与えている。これは彼らのコミュニケーション力が卓越している故である。”

2015年アジア太平洋チェンバース誌

労働法

当事務所の労働法業務は、「素晴らしく豊富な才能」及び「タイムリーで、実践的、実用的、かつ理にかなったアドバイス」を提供することで評価を得ており、常にオーストラリアのリーディング法律事務所としてランク付けされています。また、８０名を超える弁護士を擁することで最大規模であり、広範囲にわたる取扱業務及び一貫したアプローチが、競争相手と大きく異なる点です。

当事務所の専門知識には、労使関係、役員報酬、労働安全衛生問題、苦情・紛争、差別、セクハラ及び不当解雇並びに退職年金（加入者の苦情、年金基金の合併、転換、企業取引に伴う加入者の移行）が含まれます。当事務所の国際的な能力が認められ、多数における多国籍企業からしばしば選ばれているということです。そのため、グローバル規模で業務を遂行している企業人事・法務部門のサポート業務において実績を確立しています。さらに、国内外のM&A取引、アウトソーシング及び事業再編において高度な人事・労働法に関するサポートを提供いたします。

“彼らは法律的にテクニカルな詳細と一般関連知識の間で適正なバランスをとる努力をしている。このおかげで、アドバイスやメッセージを業界に合わせて変換する私の仕事がとてもやり易くなる。”

2016年アジア太平洋チェンバース誌

移民サービス

MinterEllisonは、オーストラリアで移民を必要とする企業および他の雇用機関をサポートし、アドバイザリーとビザ申請にかかるサポート両方にフォーカスした移民サービスを提供している、唯一の一流法律事務所です。当事務所のチームには、経験豊富な弁護士と政府公認の移民コンサルタントが在籍し、短期ビジネス就労ビザからサブクラス457や雇用主スポンサーの永住権ビザといった長期滞在ビザまで、幅広くオーストラリアのビザ申請を手掛けた経験をもっています。

当事務所は、排出量取引制度、温室効果ガス排出削減及びオフセットの計画と実行並びに気候変動、クリーン／再生可能・エネルギー規制及び政府の政策についてアドバイスを提供しています。また、風力、水力、太陽、バイオガス及び採鉱排出廃ガスを含める数多くのハイプロファイル再生可能エネルギープロジェクトで中心的役割を果たしており、炭素回収・貯留についてのリーディングアドバイザーを務めるほか、グリーン・ビルディング開発・建設プロジェクトについて、評価制度も含めて、頻繁にアドバイスを提供しています。 当事務所のチームは、企業がもつ移民問題の中で生じる法的で技術を要する複雑な問題について熟知しています。また、雇用主にとってプロジェクトを予定通り進める上で、従業員を動員できることがいかに重要であるかも理解しています。そのため、当事務所はスムーズなシステムとプロセスを構築しており、個々の複雑事項を徹底して管理しながら、素早い対応と効率的な申請プロセスを実現しています。

MinterEllisonの移民サービス業務における能力は、クライアントにリーガル・サービスにおいて真のワン・ストップ・ショップを提供できる最大の強みであります。

不動産

不動産担当弁護士は、シンプルな取引から複雑で高額なプロジェクトまで幅広く、不動産関連の法律のあらゆる分野において豊富な経験を有しています。専門分野として、工業・商業・リテールリース、不動産信託、買収・売却、不動産開発、分割、不動産権利の構成、合併事業など幅広い分野で助言を行っています。

ミンターエリソンは、開発業者、投資家、所有者、地主、不動産信託管理者及び上場不動産信託等のクライアントに対して広範囲の不動産関連の法務サービスを提供します。また、取引構造、買収、財務、開発及び売却など高額かつ複雑な不動産取引について適確な戦略的アドバイスを提供します。

近年において最も主要で複雑な取引に関し数多くのアドバイスを行っています、このような全国レベルの複雑な取引をプロジェクト管理する能力が事務所の不動産チームの最大の利点であります。

"彼らは非常に質の高い仕事を生み出している。問題に対してすぐに行動するので、関係者は取引に集中して準備することができる。"

2016年アジア太平洋チェンバース誌

建設

ミンターエリソンの建設チームはアジア太平洋地域の大きなインフラ・建設プロジェクトなど様々な分野においてで重要な役目を果たしています。当事務所は長きにわたる業界実績と、また最先端で革新的な手法を駆使し、戦略的かつコマーシャルなソリューションのみならず、高度な法的助言を提供することができます。

当事務所は、一流の投資家、資本家、開発業者、請負業者、オーナー及び政府機関にメジャープロジェクトに関しプロジェクト・コンセプトから完成までアドバイスを行っています。道路・鉄道・交通機関、学校・病院、通信、防衛、エネルギー・ユーティリティなどの経済的・社会インフラストラクチャーのみならず鉱山、資源、市街地財開発事業、またカジノ、コンベンションセンター、スタジアムのような専門プロジェクトにおいても専門的スキルを提供しています。

当事務所の弁護士は、包括的なアドバイスを提供しており、建設・インフラストラクチャー開発、特にプロジェクト・デリバリー・モデル（リレーションシップ・ベース及び共同モデルを含む）、従来の調達方法及びリスクマネジメント戦略についての最新事情に精通しています。なお、紛争へと発展する前段階においてリスクマネジメント及び紛争回避に関する助言を提供する一方、紛争が発生した場合、当事務所の訴訟・仲裁、調停の包括的経験を活かし当該状況について対応いたします。

"彼らは優れたサービスを提供してくれて、取引の各サイドで直面する問題を把握し、市場慣行を詳しく熟知している。"

2016年アジア太平洋チェンバース誌

環境・都市計画

当事務所の環境・都市計画チームは、チェンバーズ・グローバルより、「戦略的、集中した、詳細な仕事」を提供するチームと記載され、オーストラリア及びニュージーランドでの豊富な専門知識及びリソースを有していることで定評を得ています。環境への影響にますます注目が集まるなか、当事務所は、公共及び民間のクライアントから、急速に進展し、ビジネス運営に多大な影響を及ぼす当該法律分野での当事務所の戦略的アドバイスに対して信頼いただいています。

当事務所は、プロジェクトまたは事業活動において所要の許認可の取得についてのアドバイス・サポートを提供しており、具体的には、環境・計画承認、気候変動・再生可能エネルギー、土地収用、補償・評価、ネイティブタイトル（先住民土地所有権）及び原住民ランド・クレーム、文化遺産、緑化・生物多様性管理、汚染及び水資源が含まれます。当事務所の実績は、環境の影響をうけやすい業界に幅広くおよび、鉱業、廃棄物、都市再開発、産業・リテールが含まれます。また、当事務所は、環境・都市計画訴訟、調査及び起訴に伴うリスクを最小限に留めるために、実用的な対応策を提供することで定評を得ています。

“彼らは、私たちが行っている事業における背景を理解しており、顧客としての私たちのニーズを把握している。”

2015年アジア太平洋チェンバース誌

インフラストラクチャー

インフラ業界における優れた専門弁護士チーム及びPPPプロジェクトについての抜群のアドバイザーとして、当事務所は、知名度が高く、商業的に複雑で戦略上重要なプロジェクトに対してアドバイスを行ってきた豊富な実績を有します。

当事務所のプロジェクトチームは、政府機関、建設業者、開発者、オペレーター、デット・プロバイダや投資家のクライアントに対し常にアドバイスを提供しています。経済的（交通機関、通信、電力、水道及びその他ユーティリティ）、市町村施設及び社会的インフラ（保健医療、教育、住宅、司法）など、すべての業界にわたりサービスを提供しています。オーストラリア及びアジアにおける重要で慎重を期するインフラプロジェクトを実施する際に、先進的なアイディアとビジネス志向のアプローチを採用していることで業界では高く評価されています。当事務所が他と大きく異なる点は、戦略的提案からプロジェクトの遂行及び紛争解決にいたるまで、クライアントのプロジェクトのライフサイクルに合わせ複数の専門分野にまたがる場合にも個別対応が可能な能力です。当事務所は、不動産、都市計画、環境、建設、税務、金融、競争法・規制法、保険及び紛争解決などの分野より各案件に最も適した専門弁護士からなるチームを編成しプロジェクトリスクの管理及びクライアントのビジネスに最適な結果が実現するよう助言いたします。さらに、知名度が高く商業的に複雑で戦略上重要なPPPプロジェクトに対してアドバイスを行ってきた豊富な実績をもっています。当事務所の香港、北京、上海及びウランバートルに在籍する現地弁護士は多数のアジア法域におけるインフラプロジェクトを取扱っており、現地の課題及び機会を鋭く把握しています。

政府機関

ミンターエリソンは、政府機関全般における最も複雑かつセンシティブな契約・商事法事項についてのリーガル・アドバイザーとして信頼されており、オーストラリア、ニュージーランド、英国及びアジア太平洋地域での150以上の政府・法定機関を代表しています。

当事務所の政府機関サービスチームは、政治環境を熟知しており、クライアントの政策策定・実施及び公共サービスの提供・管理サポートを行っています。当該グループは、複数政府機関にわたる実施、複雑な紛争解決及び政府機関全体での実行力を要する主要インフラプロジェクトを含め、特段に複雑でセンシティブな事項についてアドバイスを行っています。さらに、日々の調達、雇用及び行政法事項についてのアドバイスも提供しています。特に、重要資産の売却、民営化及び企業化に数多く関与し好評を得ています。その他、司法、保健医療、教育、道路、交通機関及び通信業界でのPPPプロジェクトの主要アドバイザーとして頻繁に起用されています。

“彼らは主要取引に関して卓越したサービスを提供している。対応が迅速で、その業界に対し深い見識を持っている。”

2016年アジア太平洋チェンバース誌

保健医療・エイジング

ミンターエリソンは、医療保健・エイジング業界のキー・プレーヤーと業務をしています。当事務所は、新興産業動向、政策及び業界規制、並びに当該業界で事業を営むに際して事業者が直面する日常問題を把握しています。

当事務所の国際複数専門分野チームには、実際にヘルス・エイジング業界からの経歴を有する弁護士が含まれます 。そのため、当該業界環境で事業を営む事業者が直面する諸問題の実態を詳細に把握しており、実践的でコマーシャル・ニーズに即した解決策を提案することが可能です。

当事務所のクライアントには、公共・民営病院、政府保健部門、医療保険機関・資金提供者、病理学・放射能プロバイダー、リタイアメント・ビレッジの所有者及び運営者、高齢者介護施設、医療従事者登録委員会、業界団体、規制当局、製薬会社及び研究機関が含まれます。

当事務所は、保健医療関連法案と規制、保健医療法・アドバイザリー、M&A、医療研究・知的財産、人事・労働紛争、ヘルス・インフラ、競争政策、医療過誤、検視、リスクマネジメント、商事訴訟、保健政策及び改正、イーヘルス、プライバシー及び保健情報を含むあらゆる分野のリーガル・ニーズに応じたアドバイスを提供しています。

国際取引

当事務所の国際取引担当グループは、チェンバーズ・グローバルより、「国際問題及び貿易政策に関するアドバイスではアジア太平洋地域で最優秀である」と評価を得ています。

国際取引法における幅広い専門知識には、広範囲に及ぶ貿易関連の法律・政策問題について、政府及び民間のクライアントにアドバイスを提供、また、WTO紛争解決に関して、政府（及び関連業界）側の法律顧問として代理業務を務めるなどの実績があります。また、輸出入及び外国投資の規制に関する問題をあらゆる側面から支援いたします。当事務所は、税関問題やアンチダンピングから、世界貿易機関（WTO）及び自由貿易協定（FTA）の規則により生じる問題に対するサポートまで、幅広い実績を有しています。さらに、専門弁護士により、オーストラリア及びニュージーランドでの外国投資についてアドバイスをしており、外国投資審査委員会（Foreign Investment Review Board）及び海外投資委員会（Overseas Investment Commission）との対応においてかなりの実績を得ていることから、投資申請を成功へ導く実用的なアドバイスを提供することが可能となります。

"彼らは対応が非常に早く、アドバイスは明確で信頼性がある。"

2015年アジア太平洋チェンバース誌

気候変動

ミンターエリソンは、20年以上にわたり、気候変動問題についてアドバイスを提供しており、気候変動及びクリーン・エネルギー開発の最前線に位置し、クライアントが気候変動法令を遵守し及び再生可能エネルギーへの機会を活用することについて革新的な法的助言を提供することに熱心です。

当事務所は、排出量取引制度、温室効果ガス排出削減及びオフセットの計画と実行並びに気候変動、クリーン／再生可能・エネルギー規制及び政府の政策についてアドバイスを提供しています。また、風力、水力、太陽、バイオガス及び採鉱排出廃ガスを含める数多くのハイプロファイル再生可能エネルギープロジェクトで中心的役割を果たしており、炭素回収・貯留についてのリーディングアドバイザーを務めるほか、グリーン・ビルディング開発・建設プロジェクトについて、評価制度も含めて、頻繁にアドバイスを提供しています。

"彼らは深い専門知識を持っており、とくにエネルギーおよびガス分野に対して専門性が高い。"

2016年アジア太平洋チェンバース誌

エネルギー&資源

ミンターエリソンのエネルギー・資源チームは、オーストラリア及びアジアで最大規模の専門チームです。クライアントの中には世界有数のエネルギー・資源関連の企業も含まれ、担当チームは独立国際調査機関の調査においても一貫して高い評価を得ています。

当事務所は、大型エネルギー・資源関連のプロジェクトや取引についてあらゆる側面から戦略的法律アドバイスを提供しています。エネルギー分野での当事務所の専門知識は、大型発電プロジェクトに関する取引構造、財源、建設及び運営、燃料調達及び料金徴収、送配電インフラへの接続とアクセス、電力供給の卸売・小売業者との渉外、エネルギーやエコ製品のトレード業務並びに気候変動に関する規制が含まれます。

資源分野での専門知識は、石油天然ガスの探鉱・生産保有権買収、鉱物探査保有権及び採鉱権の買収、保有権の重複と競合する土地利用の問題、土地へのアクセス、ネイティブタイトル（先住民土地所有権）と文化遺産に関する助言、プロジェクトの許可申請及び環境コンプライアンス、プロジェクトの調達・建設、パイプライン・鉄道・港湾インフラ、採鉱及び石油サービス、水源アクセス及び規制、探査と生産の探鉱権協定及び合弁事業、私的ロイヤリティーの手配並びに商品の輸送・販売の手配が含まれます。

当事務所の業務は大規模で多様性があり、オーストラリアの主要な資源流域、パイプライン鉄道、港湾インフラや発電・送電インフラプロジェクトにおいて優れた専門的知識を持っています。

テクノロジー・メディア・通信

当事務所は、テクノロジー・メディア・通信（TMT）業界とそのキー・プレーヤーに精通し、複数の分野の専門家にまたがるアプローチを採用し、豊富な経験と知識を持った国際的チームを活用することにより、クライアントのTMT取引に多大な価値をもたらすことができます。

当事務所のTMTグループは、テクノロジー・メディア・通信分野における主要機関に対して、豊富な知識に基づき、コマーシャル・ニーズに即した、戦略的、かつ実用的アドバイスを提供しています。当事務所は、アジア太平洋地域で最重要と評されるTMT開発・取引のいくつかで中核的な役割を果たしています。当事務所の専門知識は、TMT企業・機関の活動に関わる全般におよび、知的財産、メディア規制、名誉毀損、通信規制、アウトソーシングと調達、eコマース、テクノロジー、M&A、合弁事業、競争法、プライバシー・スパム、企業法務、労働法、税務、金融、インフラストラクチャー、不動産及び訴訟が含まれます。

当事務所は、合弁事業や戦略的提携、eコマース、システム統合、国際教育および共同研究事業、企業合併、買収、上場に要されるテクノロジー、オンラインセキュリティとプライバシー、規制とコンプライアンス、調達戦略・重要な供給契約並びに技術開発、ライセンス及び商業化において、常時にクライアントをサポートしています。

“彼らは瞬時性と私たちのニーズ、そして解決策の提案という面においても対応が速やかである。”

2016年アジア太平洋チェンバース誌

WWW

当事務所の最新のソート・リーディングな出版物・ニューズレターは当事務所のホームページよりダウンロード頂けます。

www.minterellison.com

Blogger

当事務所のTMTグループのブログでは最新のテクノロジー・トレンド、トピックスなどに関するエキスパートによる解説をご覧頂けます。

http://tmtblog.minterellison.com

twitter

オーストラリアを始め世界における最新TMT情報は当事務所のTwitterでご覧ください。

http://twitter.com/minterstmt

その他サービス

リスクマネジメント・コンプライアンス・ツール

SAFETRACとは、オーストラリア・コンプライアンス基準AS3806の要件を満たすように設計された受賞歴のあるオンラインシステムとなります。コンプライアンスを徹底する職場の推進をサポートするために設計されている法的コンプライアンス、ポリシー・コンプライアンス、リスクマネジメント及びコンプライアンス監査についての一連のサービスを提供いたします。

１９９９年にミンターエリソンが発売し、とりわけ現在、エア・ニュージーランド、ブルー・スコープ・スティール、HCF、オーストラリア政府、クイーンズランド州財務省、サウス・イースト・ウォーター及びパシフィック・ブランズによって利用され、オーストラリア、ニュージーランド及び東南アジアでのさまざまな業界分野において何万人もの従業員にSAFETRACを利用頂いております。

SAFETRACにより以下のサービスを提供しています。

- リーガル・コンプライアンス
- 社内方針、手順及びリスク認識
- 金融サービス
- 政府各庁省
- コンティニュイング・プロフェッショナル・ディベロップメント（CPD）
- 規制当局への報告及びリスク識別

SAFETRACは、クライアントのリスク管理のニーズ、作業要員の規模及び予算に合わせて、フレキシブルかつ簡単にカスタマイズできるよう設計されています。そのうち、コンプライアンス・マネジメント・システムズは、単独または組み合わせにより利用可能となり、特に、各クライアントの現状もしくは今後のコンプライアンス・ニーズに合わせて設計することができます。

The SAFETRAC GROUP

優勝者、ベスト・コンプライアンス・プログラム　ー　セーフトラック／チャブ・インシュアランス・オーストラリア

優勝者、ベスト・ラーニング・ビデオ　ー　セーフトラック／ニュージーランド航空

２012年度　ラーン・エックス　ラーニング&テクノロジー・アワード受賞

建設業用支払管理ソリューション

Textura® CPMは、建設業用プログレス・クレーム管理プロセス を改善する安心かつ使い易いオンラインソリューションです。これにより、関係書類がより迅速、安価、正確に取扱い、回収、交換され、著しい可視改善、意思決定改善がされるツールです。

Textura Australasia™

ミンターエリソンの建設業法専門弁護士と建設業界への主要 法的、コマーシャル・リスク管理アドバイザーとしての30年以 上にわたる実績によりオーストラリア市場でTextura® CPMをカスタマイズするに際して重要な役目を果たしています。

Textura® CPMはミンターエリソンと米国に本拠を置くTextura Corporation社との合弁会社であるTextura Australasia Pty Limitedにより市販しています。

Textura® CPMを選ぶ理由

オーナー/ディベロッパー

- 法的・財政上のリスク削減
- プロセス管理改善
- プロジェクト間の標準化
- 可視・管理の確立

下請業者

- 簡易・迅速な請求
- 眼で見て分かる請求状況
- 全プロジェクトでの共通のプラットフォーム
- コンプライアンス状況の通知

元請負業者

- 効率的な請求管理
- プロセスの標準化
- SoP処理の促進
- 時間削減・リスク軽減

BoardTRAC
your boardroom connections

ボードトラック

ボードトラックは理解し易く、使い易いｉＰａｄ用アプリケーションであり、取締役会の書類管理および取締役のコミュニケーションの向上用に設計されています。オフライン・オンラインで機能し、取締役に「いつでも・とこでも」重要な会社管理書類へのアクセスを提供します。さらに、取締役にビジネス・コミッティー、プロジェクト・ティーム、その他企業統治資料に際する共有情報へのアクセスを提供します。

ボードトラックは、２０１３年にミンターエリソンが発売し、エンドユーザーにとっての機能性（プライバシー、セキュリティー、アクセシビリティー、信頼性に重点を置いた、理解しやすく、使い易い機能）に考慮して開発・設計されています。アプリケーションは、シンプルで理解しやすいインターフェースを特徴としており、利用者が複数企業の書類、コンテンツにアクセスすることを可能にし、取締役会で都合よくコミュニケーションをとることを促進します。

ボードトラックにより、利用者は、ミンターエリソンのアドバイザリーマテリアルズ、ガイド、記事、トレーニングにアクセスすることができます。これらは、継続開示、企業買収、金融リテラシー、危機発生時の企業のレピュテーション維持、二次的資本調達、ソーシャル・メディアの分野において利用頂くことが含まれます。

幅広い組織で利用することに適しており、ボードトラックは、特に上場企業、大規模国際企業、公的機関、非営利団体、政府系企業、小規模家族経営会社向けとなっています。

プロジェクトサービス

プロジェクト・サービスは当事務所の法曹テクノロジーのスペシャリストであり、プロジェクト、電子訴訟及び企業のサポートも提供いたします。

製品及びサービスには下記が含まれます。

- ウェブ・ベース・データルーム：24時間体制で取引に関わる大量な書類を効率的に管理し、データへのアクセスを提供するためのインタラクティブで安全なオンライン環境です。
- スマート・ブックス：CD/DVDによる電子形式で書類を配布いたします。
- 電子訴訟サービス：識別、保全、収集、処理、レビュー、分析、提出及びプレゼンテーションが含まれ、民事訴訟における証拠開示手続において作業進行管理の専門知識を提供いたします。

企業の社会的責任(CSR)

ミンターエリソンは、クライアントへのサービスを越えた社会的責任を果すことに取り組んでおり、CSR Indexに参加した最初のオーストラレーシア系弁護士事務所であると共に、ゴールドランキングを獲得した最初のオーストラリア系弁護士事務所となります。

当事務所では、プロボノ活動（無料法律相談）、地域社会貢献、資金援助やボランディア活動の取り組みからなるコミュニティー・インベストメント・プログラムを通じ、当事務所全員が地域社会との強い絆を築くことのできる機会を設けています。

MinterEllison